

香川県森林公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第20号

香川県森林公園規則の一部を改正する規則

香川県森林公園規則（昭和53年香川県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 森林公園の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前2項の許可について準用する。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 森林公園においては、前項各号に掲げる行為のほか、その利用者等に著しく迷惑をかける行為若しくは危害を及ぼすおそれのある行為又はその管理上著しく支障となる行為をしてはならない。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(行為の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第5条第3項の規定は、前2項の許可について準用する。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第9条 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。